

INFO お知らせ

## 建設工事等入札参加資格追加審査申請受付(令和3・4年度)

7月5日(月)～9日(金)  
8:30～12:00、13:00～17:00  
契約課  
市HPに掲載している申請書を提出  
※電子申請をご利用の場合は、受付期間中に申請を行い、添付書類を7月16日(金)までに契約課へ提出  
※詳しくは提出要項をご覧ください。  
契約課(☎0848-38-9282)

## 市長の資産等の報告書閲覧

「政治倫理の確立のための尾道市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、尾道市長の資産等補充報告書・所得等報告書・関連会社等報告書の閲覧を次のとおり行います。  
6月30日(水)から 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)  
秘書広報課秘書係  
秘書広報課秘書係  
(☎0848-38-9250)

## 御調町・向島町の計量器使用者の皆さんへ 特定計量器(はかり)定期検査のお知らせ

御調町と向島町(旧尾道地区・因島地区・瀬戸田町を除く)で計量器を使用している人は、今年度が定期検査です。商店、工場、学校、保育所、宅配便、病院、薬局などで「はかり」を取引または証明に使用している人は、必ずこの検査を受けてください。

定期検査を受けないで、「はかり」を業務用に使用すると、計量法違反として処罰されることがあります。(家庭用の「はかり」は、業務用に使用できません。)  
※県に届出をしている計量士による検査を受け、その旨を県に届け出た「はかり」は、この検査が免除されます。(代検査制度)



実施日時	場所
7月13日(火) 10:30～14:30	尾道市農協御調車両センター隣接倉庫
7月14日(水) 10:30～14:30	尾道市農協向島宮農センター

広島県商工労働局イノベーション推進チーム  
計量検定グループ(☎082-513-3335)  
(一社)広島県計量協会(☎082-255-7386)  
商工課(☎0848-38-9183)

## よりよい景観づくりのために

まちづくり推進課  
(☎0848-38-9223)

### ●建物等の建築や外観(屋根・外壁等)を改修する場合には景観の届出等が必要です

尾道市では、平成22年4月から市全域を景観計画区域とし、よりよい景観づくりを進めています。一定規模を超える建築行為等(建物等の新築や増改築、外観の変更等)をしようとする場合は、尾道市景観計画及び尾道市景観条例により、事前に届出(景観地区(※)においては認定申請)が必要です。  
※「尾道・向島地区」・「瀬戸田地区」の一部の区域を重点地区としています。重点地区のうち「尾道・向島地区」は都市計画で「景観地区」に定めています。

- 市全域
- 建築行為等をしようとする場合には、事前に届出(景観地区においては認定申請)が必要です。(届出と認定申請では対象となる規模が異なります。)
- 建物等の形態意匠(外観(屋根・外壁等))の形状や色

彩等)に基準や景観地区においては高さ制限があります。

- ブロック塀や金属製フェンスの設置についても、形状や色彩等の基準があります。  
※詳しくは、市HPをご覧ください。

### ●屋外広告物(看板)を設置する場合は許可申請等が必要です

立て看板や広告塔などの屋外広告物は、街並みを構成する重要な要素です。まちの美観や景観を守り、落下や倒壊による事故を未然に防止するため、許可・届出が必要です。

- 市全域
- 屋外広告物を設置するときは、あらかじめ申請(許可又は届出)をしてください。(届出は広告物の表示面積の合計が1㎡超～10㎡以下です。)
- 申請をするときは、屋外広告物の表示面積に応じて許可申請手数料がかかります。(届出は許可申請手数料がかかりません。)
- 許可期間は1年以内です。期間が終わった後も継続して設置する場合は、更新の許可申請が必要です。

## 食品等事業者の皆さんへ 食品衛生法が改正されました

6月1日から新たな「営業の許可制度」「営業の届出制度」が始まり、これまで営業許可・営業届出が不要であった食品等事業者も、新たに営業許可の取得・営業届出が必要となる場合があります。

【主な見直し内容】  
■「営業の許可制度」の見直し  
・漬物製造業、水産製品製造業などが新たな許可業種として、営業許可の取得が必要となりました。  
※新設許可の取得には3年間の猶予期間があります。(令和6年5月31日まで)  
・営業許可の要件である施設基準が全面的に改正されました。

■「営業の届出制度」の創設  
食品衛生法の「要許可業種」と「届出が不要な業種」以外の営業者は、保健所への届出が必要になりました。(令和3年11月30日までに届出をしてください。)

インターネットでの入力か、所定の様式を提出  
※詳しくは、県東部保健所HPをご覧ください。

広島県東部保健所生活衛生課  
(☎0848-25-4642)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/172/syokuhinei/seihoukaisei.html>

## 勤労者体育センター 工事のお知らせ

緊急設備改修工事のため、6月中旬から8月31日までの間、勤労者体育センターの使用を全館中止します。利用者の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

尾道市勤労青少年ホーム  
(☎0848-22-5396/  
平日9:00～21:00)

## 「渚の交番」が オープンします

因島大浜町「アメニティ公園」内に日本財団の助成を受けて、海を活用した地域づくりの総合拠点が設置されます。

- 7月中旬オープン
- 飲み物等の提供、絵本ギャラリーの整備、展示・イベントスペース等の利活用など
- NPO法人PLUS  
(☎0845-24-3571)

## 農地に関する相談を 受け付けています

農業委員会各出張所では、農地相談員による相談を受け付けています。

- 受付時間 9:30～15:30
- 御調出張所 毎週木曜日
- 向島出張所 毎週火曜日(6月7日から曜日変更)
- 因島出張所 毎週火・木曜日
- 瀬戸田出張所 毎週水・金曜日
- 農業委員会事務局  
(☎0848-38-9491)

## 井戸水を飲用している皆さんへ

- 井戸は、その周辺を清潔にして、水が汚染されないようにしましょう。
- 味や色に異常を感じた時は、すぐに飲むのをやめてください。
- 井戸水は定期的に水質検査を行い、安全を確認してから飲用しましょう。  
※御調地域ではフッ素が、原田地域ではヒ素が多いことがあります。(地質由来)
- 田畑の近くでは、肥料の影響により窒素が高くなる場合があります。
- 基準を超えた井戸水は、飲まないでください。
- 水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で受けることができます。  
※詳しくはお問い合わせください。
- 環境政策課(☎0848-38-9434)



## 不審物に関する情報は税関まで

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を控えてテロの脅威が高まる中、税関では水際対策をより一層強化しています。



爆発物・銃器等テロ関連物資の密輸入阻止のためには、皆さんからの情報提供が大きな力となります。次のような不審物を見た・怪しい言動を聞いた場合には、税関まで連絡をお願いします。

- 不審な漂流物  
何か貨物が入っているような漂着物・漂流物を発見したとき。
- 怪しい言動  
SNSで知り合った人などから、「外国から荷物が届くので、名前と住所を貸して欲しい。」と頼まれたとき。  
情報提供はこちら 密輸ダイヤル ☎0120-461-961(24時間受付)  
福山税関支署尾道糸崎出張所  
(☎0848-23-2793)

## LECTURE etc... 教室・講座

### 勤労青少年ホームの講座 ゆかたを着こなしましょう

6月30日、7月7日・14日・21日の水曜 19:00～20:50  
尾道市勤労青少年ホーム  
原則、市内在住か勤務先のある15～34歳の人【女性限定】。  
※定員に達しない場合、対象者以外の受講も可能。

- 10人
- 講師 青山博恵さん(装道礼法きもの学院和装礼法講師)
- ゆかた、半巾帯を着る一式
- 電話で  
※新規会員は年会費1,000円が必要。
- 6月22日(火)
- 尾道市勤労青少年ホーム  
(☎0848-22-5396/13:00～21:00)